

国民健康保険からのお知らせ

問 保険医療課(☎65-6512)

令和元年度の国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を簡易書留で7月中に送付します。留守等で受け取れなかった人は、右記担当課まで問い合わせのうえお越しください。

※今年度より高齢受給者証は、被保険者証と一体になりました。

【受け取りに来られる場合の持ち物】

- ①平成30年度の被保険者証
 - ②来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ※別世帯の人が受け取る場合は、世帯主の委任状と②が必要です。

こんなときは14日以内に届出を

- 国民健康保険の喪失届出
 - 勤務先の健康保険等に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき。
 - 国民健康保険の加入届出
 - 勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定をはずれたとき。
- ※自動では切り替わりません。

問合せ

保険医療課(本庁舎1階)
☎65-6512

新しい福祉医療費受給券を送付します

問 保険医療課(☎65-6527)

8月1日から利用できる「福祉医療費受給券」、「重度心身しよがい老人等福祉助成券」は、7月中旬に対象者に郵送します。

また、受給券・助成券の交付にあたって、手続きが必要な人には、案内を郵送しますので、7月末までに手続きをしてください。

手続きが遅れると、8月からの受給券等を交付できません。

受給者は、健康保険証とあわせて医療機関等で提示すると、医療費の助成が受けられます。

【対象者】

- 次のいずれかに該当し、所定の所得制限を超えない人
- 身体障害者手帳1〜3級および4級の一部
 - または療養手帳(重度)をお持ちの人
 - 18歳未満の子を扶養するひとり親世帯の人
 - 65〜74歳の住民税非課税世帯の人

問合せ

保険医療課(本庁舎1階)
☎65-6527
北部振興局福祉生活課・各支所

後期高齢者医療制度からのお知らせ

問 保険医療課(☎65-6567)
滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077-522-3013)

令和元年度の保険料の額をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者に、令和元年度の1年間の保険料の額や、支払方法についての通知書を7月中旬に郵送します。

令和元年度の保険料は、平成30年中の所得に基づいて計算します。

8月1日から有効の新しい保険証をお送りします

新しい保険証は7月中に簡易書留郵便で送ります。

新しい保険証は薄桃色です。

8月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。

※これまでの保険証は各自で細かく裁断するなどして処分してください。

交納年月日 令和 2年 7月 31日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 2年 7月 31日
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	1割
有効期限	令和 2年 7月 31日

氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 28年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
資格取得日	平成 20年 4月 1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合

〔限度額適用・標準負担額減額認定証〕

入院等の際、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証(3割負担の人は「限度額適用認定証」。以下「限度額認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までとなります。

これまで限度額認定証をお持ちで、8月以降も該当する人には、新しい保険証に同封します。

なお、対象者で限度額認定証をお持ちでない人は左記の窓口で申請してください。

【対象者】

- 住民税非課税世帯の人
- 住民税課税標準額が145万円以上690万円未満の人

【持ち物】

保険証・印鑑

※被保険者本人以外の人が申請する場合は委任状が必要です。

特殊詐欺などに注意

問 プレミアム付商品券事務室(☎65-6528)

市では、10月に予定されている消費税率の10%への引上げに合わせ、乳幼児のいる子育て世帯の世帯主と住民税非課税の人を対象に「プレミアム付商品券」の販売を予定していますが、便乗した詐欺には十分に注意してください。

問合せ

プレミアム付商品券事務室
(本庁舎1階)
☎65-6528

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市や国(内閣府)などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市や国(内閣府)などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市や国(内閣府)などが市民の皆さんの世帯構成などの個人情報をおたずねすることは絶対にありません。



市長とお話しませんか「座ぶとん会議」実施団体を募集しています

問 市民広報課(☎65-6504)

気軽な雰囲気の中で市長と意見交換ができる飛び出す市長室「座ぶとん会議」。実施を希望される市民活動団体等を募集します。

- 【対象】市内で活動する団体
- 【募集】随時
- 【申込み】日程等については、電話等で担当課までお気軽にご相談ください。



座ぶとん会議申込み▶

